

○国土交通省告示第二百四十二号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十六条の五第一号ロ及びニの規定に基づき、非常用の照明装置の構造方法を定める件(昭和四十五年建設省告示第八百三十号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日

国土交通大臣 前原 誠司

第一号中「の構造は、次のイからホまでに適合する構造」を「は、耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、次のイ又はロに掲げるもの」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 白熱灯(そのソケットの材料がセラミックス、フェニール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂又はポリブチレンテレフタレート樹脂であるものに限り、)

ロ 蛍光灯(即時点灯性回路に接続していないスターター型蛍光灯ランプを除き、そのソケットの材料がフェニール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェニール樹脂又はユリア樹脂であるものに限り、)

第一号ハからホまでを削る。  
第一第二号中「六百ボルト」を削り、「口出用けい素ゴム絶縁電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するもの」を「又はふっ素樹脂絶縁電線」に改める。

附 則

この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百四十三号  
建築基準法施行令(昭和二十五年法律第三百三十八号)第百二十九条の二の五第三項第五号の規定に基づき、昭和五十年建設省告示第五百九十七号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日

国土交通大臣 前原 誠司

第一第二号イ(7)中「講じる」を「講ずる」に改める。  
第二第三号イ、ニ及びホを除く。中「排水トラップ」の下に「排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止するための配管設備をいう。以下同じ。」を加え、同号ハを削り、同号ニ中「構造とする」を「措置を講ずる」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「封水深」を「排水トラップの深さ(排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を防止するための有効な深さをいう。)」に、「ついでには」を「あつては」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ヘ中「構造とする」を「措置を講ずる」に改め、同号ヘを同号ホとする。

附 則

この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条の三第一項の規定に基づき、確認審査等に関する指針(平成十九年国土交通省告示第八百三十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日

国土交通大臣 前原 誠司

第一第三項第七号中「第一項ただし書」を「第四項」に、「同項」を「同条第一項」に改め、「又は通知」を削り、同第四項第三号ロ(1)を次のように改める。

(1) 法第六条第五項、法第六条の二第三項又は法第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定を求めるときにおいて、別表(ロ)に掲げる判定すべき事項のうち、構造計算適合性判定において留意すべきものがある場合においては、施行規則第二条第二項第二号(施行規則第三条の四第四項又は施行規則第八条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類を添えること。

第一第四項第三号ロ(2)中「法第六条第八項若しくは第九項、法第六条の二第五項若しくは第六項又は法第十八条第七項若しくは第八項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書(以下「判定結果通知書」という。))」を「判定結果通知書」に改め、同号ロ(2)を同号ロ(3)とし、同号ロ(1)の次に次のように加える。

(2) 法第六条第八項若しくは第九項、法第六条の二第五項若しくは第六項又は法第十八条第七項若しくは第八項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書(以下「判定結果通知書」という。))の交付を受ける前においては、別表(ロ)に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ロ)に掲げる図書に基づき、同表(ロ)に掲げる審査すべき事項について審査すること。

第一第四項第三号ニ中「ロ(1)(i)に定めるところにより行う」を「別表(ロ)に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ロ)に掲げる図書に基づき、同表(ロ)に掲げる審査すべき事項について審査する」に改め、同第五項第三号を次のように改める。

三 前三項の審査又は第二第四項第四号の規定による通知を受けた場合において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第十三項、法第六条の二第九項又は法第十八条第二項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備(申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限り、)がある場合、申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前三項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合、申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類(以下この号において「追加説明書」という。))の提出を書面で求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。

第二第四項第三号ロ中「第二号ロ(1)(ii)」を「第三号ロ(1)」に改める。

附 則

この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百四十五号  
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第三条の五第三項第二号及び第四条の七第三項第二号の規定に基づき、確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件(平成十九年国土交通省告示第八百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日

国土交通大臣 前原 誠司

第一号様式から第六号様式までを次のように改める。

第一号様式（第一第一号関係）

（い）		（ろ）	（は）
条項	見出し		
法第19条	敷地の衛生及び安全		<input type="checkbox"/>
法第20条	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第3章第2節	構造部材等	
	令第3章第3節	木造	
	令第3章第4節	組積造	
	令第3章第4節の2	補強コンクリートブロック造	
	令第3章第5節	鉄骨造	
	令第3章第6節	鉄筋コンクリート造	
	令第3章第6節の2	鉄骨鉄筋コンクリート造	
	令第3章第7節	無筋コンクリート造	
	令第3章第7節の2	構造方法に関する補則	
	令第3章第8節（第81条第1項の場合に限る。）	構造計算	<input type="checkbox"/>
	令第3章第8節（第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算等による場合に限る。）	構造計算	
	令第3章第8節（第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算等による場合に限る。）	構造計算	
	令第3章第8節（第81条第2項第2号イに規定する許容応力度等計算等による場合に限る。）	構造計算	
	令第3章第8節（第81条第3項に規定する構造計算による場合に限る。）	構造計算	
令第129条の2の4（第3号に限る。）	建築設備の構造強度		
施行規則第8条の3	枠組工法を用いた建築物等の構造方法		
法第21条	大規模の建築物の主要構造部	<input type="checkbox"/>	
法第22条	屋根	<input type="checkbox"/>	
法第23条	外壁	<input type="checkbox"/>	
法第24条	木造建築物等である特殊建築物の外壁等	<input type="checkbox"/>	
法第24条の2	建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置	<input type="checkbox"/>	
法第25条	大規模の木造建築物等の外壁等	<input type="checkbox"/>	
法第26条	防火壁	<input type="checkbox"/>	
法第27条	耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物	<input type="checkbox"/>	
法第28条	居室の採光及び換気	<input type="checkbox"/>	
法第28条の2	石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置	<input type="checkbox"/>	
法第29条	地階における住宅等の居室	<input type="checkbox"/>	
法第30条	長屋又は共同住宅の各戸の界壁	<input type="checkbox"/>	
法第31条	便所	<input type="checkbox"/>	
法第32条	電気設備	<input type="checkbox"/>	
法第33条	避雷設備	<input type="checkbox"/>	
法第34条	昇降機	<input type="checkbox"/>	
法第35条	廊下、避難階段及び出入口		
	避難設備		
	非常用の照明設備		
	非常用の進入口		
	敷地内の避難上及び消火上必要な通路等		
	特殊建築物等の内装		
法第35条の2	無窓の居室等の主要構造部	<input type="checkbox"/>	
法第35条の3	居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法	<input type="checkbox"/>	
法第36条	階段		
	主要構造部を準耐火構造とした建築物の層間変形角		
	防火区画		
	建築物の果敢、間仕切壁及び隔壁		
	建築設備の構造強度		
	便所		
	建築物に設ける煙突		
	給水、排水その他の配管設備の設置及び構造		
	換気設備		
	給湯設備		
昇降機			
法第37条	建築材料の品質	<input type="checkbox"/>	
法第39条	災害危険区域	<input type="checkbox"/>	
法第40条	地方公共団体の条例による制限の附加	<input type="checkbox"/>	
法第41条の2	適用区域	<input type="checkbox"/>	
法第43条	敷地等と道路との関係		
法第43条の2	その敷地が4メートル未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加	<input type="checkbox"/>	
法第44条	道路内の建築制限		
法第47条	壁面線による建築制限		
法第48条	用途地域等		
法第49条	特別用途地区		
法第49条の2	特定用途制限地域	<input type="checkbox"/>	
法第50条	用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限		
法第51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置		
法第52条	容積率		
法第53条	種べい率		
法第53条の2	建築物の敷地面積		
法第54条	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における外壁の後退距離		
法第55条	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度		
法第56条	建築物の各部分の高さ		
法第56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限	<input type="checkbox"/>	
法第57条	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和		
法第57条の2	特別容積率適用地区内における建築物の容積率の特例		
法第57条の4	特別容積率適用地区内における建築物の高さの限度		
法第57条の5	高層住居誘導地区		
法第58条	高度地区		
法第59条	高度利用地区		
法第59条の2	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例		
法第60条	特定街区		
法第60条の2	都市再生特別地区	<input type="checkbox"/>	
法第61条	防火地域内の建築物		
法第62条	準防火地域内の建築物		
法第63条	屋根		
法第64条	外壁の開口部の防火戸	<input type="checkbox"/>	
法第65条	隣地境界線に接する外壁		
法第66条	看板等の防火措置		
法第67条	建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置		
法第67条の2	特定防災街区整備地区	<input type="checkbox"/>	
法第68条	景観地区	<input type="checkbox"/>	
法第68条の2	市町村の条例に基づく制限		
法第68条の3	再開発等促進区等内の制限の緩和等		
法第68条の4	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例		
	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例		
法第68条の5			

法第68条の5の2	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例		□
法第68条の5の3	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例		
法第68条の5の4	住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例		
法第68条の5の5	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例		
法第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例		
法第68条の7	特定道路の指定		
法第69条の1	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限		□
法第84条の2	簡易な構造の建築物に対する制限の緩和		
法第85条	仮設建築物に対する制限の緩和		
法第85条の2	水質重要建築物である建築物に対する制限の緩和		
法第85条の3	伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和		
法第86条	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和		
法第86条の2	公営認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等		
法第86条の4	一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例		
法第86条の6	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例		
法第86条の7	令第137条の2	構造耐力関係	
	令第137条の3	防火壁関係	
	令第137条の4	耐火建築物等としなければならない特殊建築物関係	
	令第137条の4の3	石積関係	
	令第137条の5	長屋又は共同住宅の各戸の界壁関係	
	令第137条の6	非常用の昇降機関係	
	令第137条の7	用途地域等関係	
	令第137条の8	容積率関係	
	令第137条の9	高度利用地区又は都市再生特別地区関係	
	令第137条の10	防火地域及び特定防災街区整備地区関係	
	令第137条の11	準防火地域関係	
	令第137条の12	大規模の修繕又は大規模の模様替	
	令第137条の14	独立部分	
	法第86条の9	公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第3条等の規定の運用	
消防法(昭和23年法律第186号)第9条			
消防法第9条の2			□
消防法第15条			
消防法第17条			
屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第3条(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)			
屋外広告物法第4条(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)			□
屋外広告物法第5条(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)			
港湾法(昭和26年法律第218号)第40条第1項			□
高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第24条			□
ガス事業法(昭和29年法律第51号)第40条の4			□
駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条			□
水道法(昭和32年法律第177号)第16条			□
下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項			□
下水道法第30条第1項			□
宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項			□
宅地造成等規制法第12条第1項			□
流通業誘導街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第5条第1項			□
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の2			□
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項			
都市計画法第35条の2第1項			
都市計画法第41条第2項(同法第35条の2第4項において運用する場合を含む。)			
都市計画法第42条(同法第53条第2項及び附則第5項において運用する場合を含む。)			□
都市計画法第43条第1項			
都市計画法第53条第1項			
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年法律第26号)第5条第1項(同条第5項において運用する場合を含む。)			□
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項及び第3項(同条第5項において運用する場合を含む。)			
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第5条第4項			□
浄化槽法(昭和58年法律第43号)第3条の2第1項			□
特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第8条			□
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条			□
都市緑地法(昭和48年法律第72号)第35条			□
都市緑地法第36条			
都市緑地法第39条第1項			
令第108条の3	耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準		□
令第128条の2	避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用		□
令第129条の2の2	避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用		□
(備考)			

(注意事項)

- この様式による書類は、(イ)欄に掲げる建築基準関係規定が、確認審査を行った建築物に適用されない場合は、当該規定に係る部分を省略した様式により作成することができます。
- 確認審査を行った建築物について(イ)欄に掲げる建築基準関係規定の適用がないときは、(ロ)欄に斜線を入れてください。
- (イ)欄に掲げる建築基準関係規定が適用される建築物について、当該規定に係る回答ごとに、建築基準関係規定に適合していることを確かめたときは、(ハ)欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 確認審査を行った建築物が法第39条第2項、法第40条、法第43条第2項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例(これらの規定に基づく条例の規定を法第37条第2項又は第3項において運用する場合を含む。)、法第68条の9第2項の規定に基づく条例又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。
- (ハ)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

第二号様式（第一第二号関係）

(い)		(ろ)	(は)
条項	見出し		
法第28条	居室の採光及び換気		<input type="checkbox"/>
法第28条の2	石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置		<input type="checkbox"/>
法第31条	便所		<input type="checkbox"/>
法第32条	電気設備		<input type="checkbox"/>
法第33条	避雷設備		<input type="checkbox"/>
法第34条	昇降機		<input type="checkbox"/>
法第35条	令第5章第2節 令第5章第3節 令第5章第4節 令第5章第6節	廊下、避難階段及び出入口 排煙設備 非常用の照明装置	<input type="checkbox"/>
法第36条	令第129条の2の4（第2号に限る。） 令第2章第4節（第32条及び第35条を除く。） 令第115条 令第129条の2の5 令第129条の2の6 令第129条の2の7 令第5章の4第2節	敷地内の避難上及び消火上必要な通路等 建築設備の構造強度 便所 建築物に設ける煙突 給水、排水その他の配管設備の設置及び構造 換気設備 冷却塔設備 昇降機 建築材料の品質	<input type="checkbox"/>
法第37条			<input type="checkbox"/>
高圧ガス保安法第24条			<input type="checkbox"/>
ガス事業法第40条の4			<input type="checkbox"/>
水道法第16条			<input type="checkbox"/>
下水道法第10条第1項			<input type="checkbox"/>
下水道法第30条第1項			<input type="checkbox"/>
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2			<input type="checkbox"/>
浄化槽法第3条の2第1項			<input type="checkbox"/>
特定都市河川浸水被害対策法第8条 (備考)			<input type="checkbox"/>

(注意事項)

- この様式による書類は、(い)欄に掲げる建築基準関係規定が、確認審査を行った建築設備に適用されない場合は、当該規定に係る部分を省略した様式により作成することができます。
- 確認審査を行った建築設備について(い)欄に掲げる建築基準関係規定の適用がないときは、(ろ)欄に斜線を入れてください。
- (い)欄に掲げる建築基準関係規定が適用される建築設備について、当該規定に係る図書ごとに、建築基準関係規定に適合していることを確かめたときは、(は)欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 確認審査を行った建築設備が法第39条第2項、法第40条、法第43条第2項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第68条の9第2項の規定に基づく条例又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。
- (は)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

第三号様式（第一第三号関係）

(い)		(ろ)	(は)
条項	見出し		
令第139条	煙突及び煙突の支線		<input type="checkbox"/>
令第140条	鉄筋コンクリート造の柱等		<input type="checkbox"/>
令第141条	広管塔又は高張水塔等		<input type="checkbox"/>
令第142条	擁壁		<input type="checkbox"/>
令第143条	乗用エレベーター又はエスカレーター		<input type="checkbox"/>
令第144条	遊戯施設		<input type="checkbox"/>
法第88条第1項において準用する法第37条			<input type="checkbox"/>
法第88条第2項において準用する法第49条			<input type="checkbox"/>
法第88条第2項において準用する法第49条			<input type="checkbox"/>
法第88条第2項において準用する法第49条の2			<input type="checkbox"/>
法第88条第2項において準用する法第50条			<input type="checkbox"/>
法第88条第2項において準用する法第51条			<input type="checkbox"/>
法第88条第2項において準用する法第60条の2第3項			<input type="checkbox"/>
法第88条第2項において準用する法第68条の2第1項及び第5項			<input type="checkbox"/>
法第88条第2項において準用する法第68条の3第6項から第9項まで			<input type="checkbox"/>
法第88条第2項において準用する法第86条の7第1項 (備考)			<input type="checkbox"/>

(注意事項)

- この様式による書類は、(い)欄に掲げる建築基準関係規定が、確認審査を行った工作物に適用されない場合は、当該規定に係る部分を省略した様式により作成することができます。
- 確認審査を行った工作物について(い)欄に掲げる建築基準関係規定の適用がないときは、(ろ)欄に斜線を入れてください。
- (い)欄に掲げる建築基準関係規定が適用される工作物について、当該規定に係る図書ごとに、建築基準関係規定に適合していることを確かめたときは、(は)欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 確認審査を行った工作物が法第88条第1項において準用する法第40条、法第88条第2項において準用する法第49条から法第50条まで若しくは法第68条の2第1項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第88条第2項において準用する法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。
- (は)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

第四号様式 (第二第一号関係)

(イ)		(ロ)	(ハ)	
条項	見出し		目視 検査	動作 確認
法第19条	敷地の衛生及び安全		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第21条	大規模の建築物の主要構造部		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第22条	屋根		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第23条	外壁		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第24条	木造建築物等である特殊建築物の外壁等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第24条の2	建築物が第20条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第25条	大規模の木造建築物等の外壁等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第26条	防火壁		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第27条	耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第28条	居室の採光及び換気		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第28条の2	石綿その他の物質の飛散又は落散に対する衛生上の措置		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第29条	地階における居室等の居室		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第30条	長屋又は共同住宅の各戸の界壁		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第31条	便所		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第32条	電気設備		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第33条	避雷設備		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第34条	昇降機		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第35条	令第5章第2節 令第5章第3節 令第5章第4節 令第5章第5節 令第5章第6節	廊下、避難階段及び出入口 排煙設備 非常用の照明装置 非常用の進入口 敷地内の遊路上及び消火上必要な通路等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第35条の2		特殊建築物等の内装	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第35条の3		無窓の居室等の主要構造部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第36条	令第2章第2節 令第2章第3節 令第112条 令第114条 令第129条の2の4(第2号に限る。) 令第2章第4節(第32条及び第35条を除く。) 令第115条 令第129条の2の5 令第129条の2の6 令第129条の2の7 令第5章の4第2節	居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法 階段 防火区画 建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁 建築設備の構造強度 便所 建築物に設ける煙突 給水、排水その他の配管設備の設置及び構造 換気設備 冷却塔設備 昇降機 建築材料の品質 災害危険区域 地方公共団体の条例による制限の附加 適用区域 敷地等と道路との関係 その敷地が4メートル未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加 道路内の建築制限 壁面線による建築制限 用途地域等 特別用途地区 特定用途制限地域 用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限 駅前市場等の用途に供する特殊建築物の位置 容積率 建ぺい率 建築物の敷地面積 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における外壁の後退距離 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの制限 日影による中高層の建築物の高さの制限 高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和 特別容積率適用地区内における建築物の容積率の特例 特別容積率適用地区内における建築物の高さの制限 高層住居誘導地区 高度地区 高度利用地区 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例 特定街区 都市衛生特別地区 防火地域内の建築物 準防火地域内の建築物 屋根 外壁の開口部の防火戸 隣地境界線に接する外壁 看板等の防火措置 建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置 特定防火街区整備地区 景観地区 市町村の条例に基づく制限 再開発等促進地区等内の制限の緩和等 建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例 高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例 住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例 地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例 予定道路の指定 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限 簡易な構造の建築物に対する制限の緩和 仮設建築物に対する制限の緩和 景観重要建築物である建築物に対する制限の緩和 伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第37条		建築材料の品質	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第39条		災害危険区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第40条		地方公共団体の条例による制限の附加	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第41条の2		適用区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第43条		敷地等と道路との関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第43条の2		その敷地が4メートル未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第44条		道路内の建築制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第47条		壁面線による建築制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第48条		用途地域等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第49条		特別用途地区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第49条の2		特定用途制限地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第50条		用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第51条		駅前市場等の用途に供する特殊建築物の位置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第52条		容積率	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第53条		建ぺい率	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第53条の2		建築物の敷地面積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第54条		第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における外壁の後退距離	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第55条		第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第56条		日影による中高層の建築物の高さの制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第56条の2		高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第57条		特別容積率適用地区内における建築物の容積率の特例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第57条の2		特別容積率適用地区内における建築物の高さの制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第57条の4		高層住居誘導地区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第57条の5		高度地区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第58条		高度利用地区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第59条		敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第59条の2		特定街区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第60条		都市衛生特別地区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第60条の2		防火地域内の建築物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第61条		準防火地域内の建築物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第62条		屋根	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第63条		外壁の開口部の防火戸	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第64条		隣地境界線に接する外壁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第65条		看板等の防火措置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第66条		建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第67条		特定防火街区整備地区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第67条の2		景観地区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第68条		市町村の条例に基づく制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第68条の2		再開発等促進地区等内の制限の緩和等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第68条の3		建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第68条の4		区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第68条の5		区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第68条の5の2		高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第68条の5の3		住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第68条の5の4		区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第68条の5の5		地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第68条の7		予定道路の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第68条の9		都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第84条の2		簡易な構造の建築物に対する制限の緩和	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第85条		仮設建築物に対する制限の緩和	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第85条の2		景観重要建築物である建築物に対する制限の緩和	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第85条の3		伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第86条		一の敷地とみなすこと等による制限の緩和	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第86条の2		公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

法第86条の4	一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例		
法第86条の6	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例		
令第137条の2	構造耐力関係		
令第137条の3	防火関係		
令第137条の4	耐火建築物等としなければならない特殊建築物関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
令第137条の4の3	石綿関係		
令第137条の5	専属又は共同住宅の各戸の界壁関係		
令第137条の6	非常用の昇降機関係		
令第137条の7	用途地域等関係		
令第137条の8	容積率関係		
令第137条の9	高度利用地区又は都市再生特別地区関係		
令第137条の10	防火地域及び特定防災街区整備地区関係		
令第137条の11	準防火地域関係		
令第137条の12	大規模の修繕又は大規模の模様替		
令第137条の14	独立部分		
法第86条の9	公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第3条等の規定の準用		
消防法第9条			
消防法第9条の2		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
消防法第15条			
消防法第17条			
屋外広告物法第3条(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)			
屋外広告物法第4条(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)		<input type="checkbox"/>	
屋外広告物法第5条(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)			
電気計測法第40条第1項		<input type="checkbox"/>	
高圧ガス保安法第24条		<input type="checkbox"/>	
ガス事業法第40条の4		<input type="checkbox"/>	
駐車場法第20条		<input type="checkbox"/>	
水道法第16条		<input type="checkbox"/>	
下水道法第10条第1項		<input type="checkbox"/>	
下水道法第30条第1項		<input type="checkbox"/>	
宅地造成等規制法第8条第1項		<input type="checkbox"/>	
宅地造成等規制法第12条第1項		<input type="checkbox"/>	
流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項		<input type="checkbox"/>	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2		<input type="checkbox"/>	
都市計画法第29条第1項又は第2項			
都市計画法第35条の2第1項			
都市計画法第41条第2項(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)		<input type="checkbox"/>	
都市計画法第42条(同法第53条第2項及び附則第5項において準用する場合を含む。)			
都市計画法第43条第1項			
都市計画法第53条第1項			
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)		<input type="checkbox"/>	
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項及び第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)			
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第4項		<input type="checkbox"/>	
浄化槽法第3条の2第1項		<input type="checkbox"/>	
特定都市河川浸水被害対策法第8条		<input type="checkbox"/>	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条		<input type="checkbox"/>	
都市緑地法第35条		<input type="checkbox"/>	
都市緑地法第36条		<input type="checkbox"/>	
都市緑地法第39条第1項		<input type="checkbox"/>	
令第108条の3	耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準	<input type="checkbox"/>	
令第129条の2	避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用	<input type="checkbox"/>	
令第129条の2の2	避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用	<input type="checkbox"/>	
工事監理の状況			<input type="checkbox"/>
(備考)			

(注意事項)

- この様式による書類は、(い)欄に掲げる建築基準関係規定が、検査を行った建築物に適用されない場合は、当該規定に係る部分を省略した様式により作成することができます。
- 検査を行った建築物について(い)欄に掲げる建築基準関係規定の適用がないときは、(ろ)欄に斜線を入れてください。
- 検査を行った建築物の工事が施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第1号に規定する回書のとおり実施されていることを確かめたときは、(い)欄に掲げる建築基準関係規定ごとに、(は)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。この場合において、目視又は簡易な計測機器等による測定を行ったときは、「目視検査」の欄のチェックボックスに、「動作確認」の欄のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。
- 検査を行った建築物が法第39条第2項、法第40条、法第43条第2項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例(これらの規定に基づく条例の規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第88条の9第2項の規定に基づく条例又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。
- 施行規則別記第19号様式による申請書の第4面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する写真並びに施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第6号の書類による検査を行ったときは、「工事監理の状況」の欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- (は)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

第五号様式（第二二号関係）

条項	見出し	(ろ)	(は)	
			目視検査	動作確認
法第28条	居室の採光及び換気		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第28条の2	石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置		<input type="checkbox"/>	
法第31条	便所		<input type="checkbox"/>	
法第32条	電気設備		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第33条	遊童設備		<input type="checkbox"/>	
法第34条	昇降機		<input type="checkbox"/>	
法第35条	令第5章第2節 廊下、避難階段及び出入口			
	令第5章第3節 非煙設備		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	令第5章第4節 非常用の照明装置			
法第36条	令第5章第6節 敷地内の遊歩上及び消火上必要な通路等			
	令第29条の2の4（第2号に遡る。） 建築設備の構造強度			
	令第2章第4節（第32条及び第35条を除く。） 便所			
	令115条 建築物に附ける煙突			
	令第29条の2の5 給水、排水その他の配管設備の設置及び構造		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	令第29条の2の6 換気設備			
法第37条	令第29条の2の7 冷却塔設備			
	令第5章の4第2節 昇降機			
高圧ガス保安法第24条	建築材料の品質		<input type="checkbox"/>	
ガス事業法第40条の4			<input type="checkbox"/>	
水道法第16条			<input type="checkbox"/>	
下水道法第10条第1項			<input type="checkbox"/>	
下水道法第30条第1項			<input type="checkbox"/>	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2			<input type="checkbox"/>	
浄化槽法第3条の2第1項			<input type="checkbox"/>	
特定都市河川浸水被害対策法第8条			<input type="checkbox"/>	
工事監理の状況			<input type="checkbox"/>	
(備考)				

(注意事項)

- この様式による書類は、(い)欄に掲げる建築基準関係規定が、検査を行った建築設備に適用されない場合は、当該規定に係る部分を省略した様式により作成することができます。
- 検査を行った建築設備について(い)欄に掲げる建築基準関係規定の適用がないときは、(ろ)欄に斜線を入れてください。
- 検査を行った建築設備の工事が施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第1号に規定する図書のとおり実施されていることを確かめたときは、(い)欄に掲げる建築基準関係規定ごとに、(は)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。この場合において、目視又は簡易な計測機器等による測定を行ったときは、「目視検査」の欄のチェックボックスに、動作確認を行ったときは、「動作確認」の欄のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。
- 検査を行った建築設備が法第39条第2項、法第40条、法第43条第2項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第37条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第88条の9第2項の規定に基づく条例又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。
- 施行規則別記第19号様式による申請書の第4面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する写真並びに施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第6号の書類による検査を行ったときは、「工事監理の状況」の欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- (は)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

第六号様式（第二三号関係）

条項	見出し	(ろ)	(は)	
			目視検査	動作確認
令第139条	煙突及び煙突の支線			
令第140条	鉄筋コンクリート造の柱等			
令第141条	広告塔又は高架水槽等		<input type="checkbox"/>	
令第142条	擁壁			
令第143条	乗用エレベーター又はエスカレーター			
令第144条	遊戯施設		<input type="checkbox"/>	
法第88条第1項において準用する法第37条				
法第88条第2項において準用する法第48条				
法第88条第2項において準用する法第49条				
法第88条第2項において準用する法第49条の2			<input type="checkbox"/>	
法第88条第2項において準用する法第50条				
法第88条第2項において準用する法第51条				
法第88条第2項において準用する法第80条の2第3項			<input type="checkbox"/>	
法第88条第2項において準用する法第58条の2第1項及び第5項				
法第88条第2項において準用する法第58条の3第6項から第9項まで			<input type="checkbox"/>	
法第88条第2項において準用する法第86条の7第1項			<input type="checkbox"/>	
工事監理の状況			<input type="checkbox"/>	
(備考)				

(注意事項)

- この様式による書類は、(い)欄に掲げる建築基準関係規定が、検査を行った工作物に適用されない場合は、当該規定に係る部分を省略した様式により作成することができます。
- 検査を行った工作物について(い)欄に掲げる建築基準関係規定の適用がないときは、(ろ)欄に斜線を入れてください。
- 検査を行った工作物の工事が施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第1号に規定する図書のとおり実施されていることを確かめたときは、(い)欄に掲げる建築基準関係規定ごとに、(は)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。この場合において、目視又は簡易な計測機器等による測定を行ったときは、「目視検査」の欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 検査を行った工作物が法第88条第1項において準用する法第40条、法第88条第2項において準用する法第49条から法第50条まで若しくは法第68条の2第1項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。）、又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。
- 施行規則別記第19号様式による申請書の第4面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する写真並びに施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第6号の書類による検査を行ったときは、「工事監理の状況」の欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- (は)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

国土交通省告示第 204 号

建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成二十二年国土交通省令第七号)の施行に伴い、並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第十八条の三第一項並びに建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)及び同項の表三の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

国土交通大臣 前原 誠司

建築基準法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示

示 (構造計算概要書、応力図、基礎反力図及び断面検定比図の様式を定める件の一部改正)

第一条 構造計算概要書、応力図、基礎反力図及び断面検定比図の様式を定める件(平成十九年国土交通省告示第八百七十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「構造計算概要書」を削る。

本文中「構造計算概要書の様式を第一に」を削り、「第二に」を「第一に」に、「第三に」を「第二に」に、「第四に」を「第三に」に改める。

第一を削る。

第二中「別記第三号様式」を「別記第一号様式」に改め、「第二」を第一とする。

第三中「別記第四号様式」を「別記第二号様式」に改め、「第三」を第二とする。

第四中「別記第五号様式」を「別記第三号様式」に改め、「第四」を第三とする。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削り、別記第三号様式を別記第一号様式とし、別記第四号様式を別記第二号様式とし、別記第五号様式を別記第三号様式とする。

(建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ若しくはロ、同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりプレストレストコンクリート造の建築物等の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正)

第二条 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ若しくはロ、同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりプレストレストコンクリート造の建築物等の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件(平成十九年国土交通省告示第八百二十三号)の一部を次のように改正する。

本文中「及び構造計算概要書」を削る。

第一号中「構造計算書を別表第一、構造計算概要書を別記第一号様式」を「別表第一」に改め、

第二号中「構造計算書を別表第二、構造計算概要書を別記第二号様式」を「別表第二」に改め、第

三号中「構造計算書を別表第三、構造計算概要書を別記第一号様式」を「別表第三」に改め、第四

号中「構造計算書を別表第四、構造計算概要書を別記第一号様式」を「別表第四」に改める。

別表第一(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第一(二)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第二(一)の項別記第二号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第二(二)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第三(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第三(二)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第四(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第四(二)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

(建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により免震建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正)

第三条 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により免震建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件(平成十九年国土交通省告示第八百二十四号)の一部を次のように改正する。

本文中「定め、構造計算概要書を別記第一号様式」を削る。

別表(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表中「構造計算概要書を含む」を削る。

別記第一号様式を削る。

(建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正)

第四条 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件(平成十九年国土交通省告示第八百二十五号)の一部を次のように改正する。

本文中「定め、構造計算概要書を別記第一号様式」を削る。

別表(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表中「構造計算概要書を含む」を削る。

別記第一号様式を削る。

(建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正)

第五条 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件(平成十九年国土交通省告示第八百二十六号)の一部を次のように改正する。

本文中「定め、構造計算概要書を別記第一号様式」を削る。

別表(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表中「構造計算概要書を含む」を削る。

別記第一号様式を削る。

(建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により特定畜舎等建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正)

第六条 建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により特定畜舎等建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件(平成十九年国土交通省告示第八百二十七号)の一部を次のように改正する。

本文中「定め、構造計算概要書を別記第一号様式」を削る。

別表(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表中「構造計算概要書を含む」を削る。

別記第一号様式を削る。

(建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正)

第七条 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件(平成十九年国土交通省告示第八百二十八号)の一部を次のように改正する。



